

野々市市監査公表第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査（現地監査）を実施したので、同条第 9 項の規定により当該報告を次のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 25 日

野々市市監査委員 小 松 靖 典

野々市市監査委員 大 東 和 美

定期監査（現地監査）結果報告書

1 監査対象部局

[現地監査]

御園小学校、菅原小学校、館野小学校、野々市中学校

[書類審査]

野々市小学校、富陽小学校、布水中学校

2 定期監査実施期間

令和元年12月27日から令和2年3月25日まで

3 定期監査の範囲

令和元年度事務の執行及び管理状況

4 監査の方法

事前に必要と認められる資料の提出を求め、照合及び通査等を行った。

また、現地監査の際は校長または教頭及び担当事務員と定期監査資料等に基づき給食費の納入、修繕及び補助金等の状況について聴取を行った。

5 提出を求めた資料

[事前に提出を求めた資料]

- ・給食費納入状況表
- ・修繕一覧表
- ・市から受取った補助金一覧表
- ・補助金に関する資料の写し（補助事業の進捗に応じて提出）
- ・金券払出簿の写し
- ・備品台帳の写し

[現地監査当日に用意を求めた資料]

- ・給食費を管理している通帳及び出納簿
- ・修繕に関する起案文書及び見積書
- ・補助金に関する書類一式
- ・補助金を管理している通帳及び出納簿
- ・金券払出簿

6 監査の着眼点

学校における事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、発注事務の状況及び備品、給食費等の管理状況について監査を実施した。

7 監査の結果

事務の執行及び管理状況については、定期監査の範囲において、おおむね良好に執行がなされているものと認められた。

なお、事務処理上の意見については、質疑の過程において指導したため本書には省略した。

8 監査の結果に添える指摘事項及び意見

御園小学校、菅原小学校、館野小学校、野々市中学校
特段の指摘事項はないが、意見は次のとおりである。

[相手方決定事務]

発注については適正な価格での契約となるように、複数見積やこれまでの発注実績等により取り組まれたい。

[徴収事務]

未納の給食費に不納欠損もなく、未納金の取扱いについてはマニュアルが整備され、就学支援金の活用をはじめ、納付計画について保護者と相談のうえ理解を促している努力は大いに評価できる。

[財産管理事務]

市教育委員会で発注し各学校へ配置した備品について、備品台帳登録依頼がされていないものがあつた。市教育委員会と学校とで情報の共有をされるよう努められたい。

野々市小学校、富陽小学校、布水中学校
特段の指摘事項及び意見はない。